

(様式①)

事業計画書目次

[健康福祉局]

7款6項3目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	31年度		30年度		増△減(31-30)		38の政策	新規・拡充	
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債			
1	市民の健康づくり推進事業	75,315	68,635	76,507	69,652	△ 1,192	△ 1,017	○	○	
2	食育推進事業	4,040	4,040	1,940	1,940	2,100	2,100	○	○	
3	スポーツ医科学センター運営事業	347,031	346,808	337,647	337,424	9,384	9,384			
4	健康経営企業応援事業 (よこはま健康アクション事業)	7,007	3,504	5,542	2,771	1,465	733	○	○	
5	生活保護受給者等の健康支援事業 (よこはま健康アクション事業)	26,140	6,534	28,845	7,191	△ 2,705	△ 657	○		
6	よこはま健康スタイル推進事業	328,104	305,895	302,301	295,541	25,803	10,354	○		
	よこはまウェルネスプロモーション事業 (よこはま健康アクション事業)	事業統合による廃止							○	
7	疾病の重症化予防 ～啓発から治療までの 医療的アプローチ～ (よこはま健康アクション事業)	8,855	8,844	9,885	9,868	△ 1,030	△ 1,024	○		
8	受動喫煙防止対策事業	31,968	15,982	0	0	31,968	15,982	○		
						0	0			
						0	0			
						0	0			
						0	0			
						0	0			
						0	0			
						0	0			
						0	0			
						0	0			
	計	828,460	760,242	762,667	724,387	65,793	35,855			

(様式②-1) 平成31年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業課]

事業名
7款 6項 3目 市民の健康づくり推進事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	○

中期計画-38の政	
政策番号	主な施策番号
15	1

平成30年度 事業評価書 番号	7-6-3 1
平成30年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸雑入		市債	一般財源
31年度	75,315	6,031		649			68,635
補助事業 単独事業		補助率 %					
30年度	76,507	6,206		649			69,652
増△減	△ 1,192	△ 175	0	0	0	0	△ 1,017

歳出	27年度	28年度	29年度
予 事業費	85,110	93,058	86,938
算 市債+一般財源	78,637	84,305	77,106
決 事業費	71,031	75,429	71,120
算 市債+一般財源	63,241	68,795	63,018

歳出	32年度	33年度
予 事業費	75,315	75,315
算 市債+一般財源	68,635	68,635

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【事業の概要及び31年度実施内容】

1 「健康横浜21」推進事業

第2期健康横浜21に基づき、各関係機関・関係団体等と連携し、生活習慣の改善と生活習慣病の重症化予防のための普及・啓発事業を進めます。

1-1 第2期計画の推進に伴う事業

健康横浜21推進会議及び検討部会の開催

1-2 取組テーマに沿った推進事業

(1) 集団健康教育

「育ち・学びの世代」「働き・子育て世代」「稔りの世代」の3つのライフステージにおいて、食生活、歯・口腔、喫煙・飲酒、運動、休養の5分野で生活習慣を改善することにより行動目標を達成することを目指して事業を実施します。

(2) たばこ関係

世界禁煙デーの周知事業や禁煙・分煙の推進事業等を実施します。

(3) よこはま健康応援団

関連事業との連携など様々なアプローチを通じて登録店舗数を拡大し、健康増進に資する食環境の整備を進めます。

1-3 歯科保健推進事業【拡充】

(1) 歯科保健計画【新規】

歯科保健に関するデータを活用し、歯科保健計画を策定します。

(2) オーラルフレイル予防推進事業【新規】

新しい概念であるオーラルフレイル予防の普及啓発のため、講演会やモデル区において集団健康教育を行います。

(3) 歯周病予防教室

各世代ごとの行動目標に合わせて集団健康教育を実施します。

(4) その他

歯と口の健康週間 等

2 地域人材育成・活動支援

地域における健康づくり活動を推進するため、その担い手となる人材を育成するとともに、活動を支援します。

(1) 保健活動推進員事業

(2) 食生活等改善推進員育成支援事業

3 健康づくり事業

区福祉保健センターにおいて、生活習慣の改善や、生活習慣病の重症化予防を目的に、生活習慣病等の知識の普及や情報提供、対象者の状況に応じた個別健康相談や訪問指導等を行います。

また、健康増進計画の指標や評価の資料とする国民・健康栄養調査を実施します。

(1) 健康相談・訪問指導等

生活習慣改善相談(福祉保健センターで医師、管理栄養士、保健師等による個別相談)

訪問指導(保健師、管理栄養士、歯科衛生士による訪問指導)

全市一斉健康増進相談、健康づくり月間事業(各区関係団体が健康づくり啓発事業実施)、健康手帳の交付

(2) 栄養関係事業

ア 国民健康・栄養調査

イ 特定給食施設指導

ウ 乳幼児食生活健康相談

(3) その他

機材整備 等

【実績の推移・今後見込み】

○地域人材育成・活動支援

項目	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度見込	31年度見込	32年度見込
ア 食生活等改善推進員(セミナー、地区活動)	761回	704回	712回	708回	800回	800回	800回
イ 保健活動推進員の活動(研修、会議含む)	15,322回	15,763回	17,750回	16,089回	15,000回	15,000回	15,000回

○健康づくり事業

項目	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度見込	31年度見込	32年度見込
ア 生活習慣改善相談	804回	636回	582回	786回	800回	800回	800回
イ 訪問指導(保健師)	1,160回	539回	610回	758回	720回	720回	720回
ウ 訪問栄養指導	49回	38回	32回	42回	50回	50回	50回
エ 訪問口腔指導	156回	111回	85回	97回	120回	120回	120回
オ 健康づくり月間	76,289人	86,216人	80,577人	67,702人	80,000人	80,000人	80,000人
カ 健康手帳の交付	5,712冊	5,662冊	5,645冊	5,647冊	6,000冊	6,000冊	6,000冊
キ 歯周病予防教室(旧歯周疾患予防教室)	290回	465回	621回	651回	600回	600回	600回
ク 給食施設巡回指導	506件	457件	422件	374件	500件	500件	500件
ケ 給食施設数	1,754施設	1806施設	1833施設	1800施設	1800施設	1800施設	1800施設

○集団健康教育事業

項目	29年度実績	30年度見込	31年度見込	32年度見込
ア 食生活(食習慣の改善)	49回 (18区)	第2期計画に基づき全区で実施	第2期計画に基づき全区で実施	第2期計画に基づき全区で実施
イ 歯・口腔	651回 (18区)【再掲】			
ウ 喫煙・飲酒(禁煙・分煙の推進)	145回 (18区)			
エ 運動(身体活動・運動の定着)	30回 (15区)			
オ 休養	14回 (7区)			
カ がん検診	17回 (11区)			
キ 特定健診	15回 (10区)			

【事業費の内訳】

	31年度	30年度	差引	説明
1 健康横浜21推進事業	18,950	17,840	1,110	
1-1第2期計画の推進に伴う事業	1,170	597	573	
(1)健康横浜21推進会議の開催	597	597	0	
(2)健康横浜21推進会議検討部会の開催	313	0	313	検討部会立ち上げによる増
(3)よこはま健康アクション関係	260	0	260	
1-2取組テーマに沿った推進事業	6,334	11,668	△ 5,334	
(1)集団健康教育	3,212	6,191	△ 2,979	集団健康教育事業の執行実績に伴う減
(2)たばこ関係	2,881	5,157	△ 2,276	受動喫煙防止対策事業への移行による減
(4)よこはま健康応援団	241	320	△ 79	
1-3歯科保健推進事業	11,446	5,575	5,871	計画策定による増
2 地域人材育成・活動支援	34,077	35,559	△ 1,482	
(1)保健活動推進員事業	28,640	30,186	△ 1,546	70周年事業終了による減
(2)食生活等改善推進員育成支援事業	5,437	5,373	64	
3 健康づくり事業	22,288	23,108	△ 820	
(1)健康相談・訪問指導等	7,396	7,674	△ 278	
(2)栄養関係事業	10,742	11,351	△ 609	
(3)その他	4,150	4,083	67	
合計	75,315	76,507	△ 1,192	

【事業スケジュール】

平成25年度 第2期健康横浜21計画スタート
 平成29年度 中間評価
 平成33年度 最終評価

【事業開始年度】

昭和58年度

【根拠法令】

健康増進法、地域保健法、食育基本法、栄養士法、母子保健法、歯科口腔保健法、第2期健康横浜21
 よこはま健康応援団実施要綱、横浜市訪問指導事業実施要綱、横浜市保健活動推進員規則、集団健康教育事業実施要綱

【根拠とするデータ等】

健康に関する市民意識調査、国民健康・栄養調査、国民生活基礎調査、県民歯科保健実態調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	室山 孝子	栗原 明日香 安達 暢子	

(健康福祉局)

(様式②-1) 平成31年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業 課]

事業名
7款 6項 3目
食育推進事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	○

中期計画-38の政	
策番号	主な施策番号
12	2

平成30年度 事業評価書 番号	7-6-3 2
平成30年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
31年度	4,040	0					4,040
補助事業 単独事業		補助率	%				
30年度	1,940						1,940
増△減	2,100	0	0	0	0	0	2,100

歳出		27年度	28年度	29年度	歳出		32年度	33年度
予	事業費	6,106	3,242	2,264	予	事業費	5,040	2,200
算	市債+一般財源	6,106	3,242	2,264	算	市債+一般財源	5,040	2,200
決	事業費	3,648	1,334	898				
算	市債+一般財源	3,648	1,334	898				

方針に関する決裁 種別()
(有) (平成22年9月決裁) ・無

【事業の概要及び31年度実施内容】

平成17年に制定された「食育基本法」に基づき、平成28年度から32年度まで「第2期食育推進計画」を運用していきます。食育に関連する具体的な事業を、各区及び各食育関連局（経済局、こども青少年局、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、教育委員会事務局）において実施するとともに、庁内・庁外の食育推進組織の事務局機能、市民への周知、民間団体・民間事業者等と連携した食育を推進していきます。また、庁内の食育の事務局として統括及び全体的な啓発を図ります。

(1) 第2期横浜市食育推進計画の啓発

- ・第2期横浜市食育推進計画の啓発を行います。
- ・区との連携を強化して、食育の周知・推進を図ります。

(2) 民間団体、民間事業者等との連携及び産学連携

- ・食育に関する具体的な事業を展開する民間団体、民間事業者等と連携して食育を周知・推進していきます。
- ・区配を活用して、区の食育活動の推進を支援します。

(3) 横浜市食育フォーラムの開催(年2回)

- ・民間団体、民間事業者等の外部委員による懇談会。食育推進の取組について、民間と行政との連携を図る場とします。

(4) 市民意識調査の実施【新規】

- ・第2期横浜市食育推進計画の振り返りと次期計画策定準備のため、アンケート調査を実施します。

【実績の推移・今後見込み】

	28年度	29年度	30年度(見込み)	31年度(予定)
第2期食育推進計画	計画周知	計画推進	計画推進	市民意識調査
食育プロモーション支援事業	1件(300千円)	1件(291千円)	1件(400千円)	廃止

【事業費の内訳】

(単位：千円)

項目	31年度	30年度	差引	説明
第2期食育推進計画	2,608	108	2,500	よこはま朝食キャンペーン、市民意識調査
食育プロモーション支援事業	0	400	△400	食育プロモーション支援事業助成金
食育フォーラムの開催	748	748	0	
その他食育推進事業	684	684	0	食育イベントの開催費、食育啓発物品等
合計	4,040	1,940	2,100	

【事業スケジュール】

- ・よこはま朝食キャンペーン：10月実施 随時HPで情報更新
- ・横浜市食育フォーラムの開催：9月、3月
- ・食育イベント：6月、7月
- ・市民意識調査：11月調査開始 3月結果公表

【事業開始年度】

平成21年度（食育推進計画策定事業として）

【根拠法令】

食育基本法、横浜市食育推進計画、横浜市食育プロモーション支援事業実施要綱

【根拠とするデータ等】

食育に関する市民意識調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	室山 孝子	安達 暢子	関 香月

(健康福祉局)

(様式②-1) 平成31年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業 課]

事業名	
7款 6項 3目	
スポーツ医科学センター運営事業	

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政	
政策番号	主な施策番号

平成30年度 事業評価書 番号	7-6-3 3
平成30年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	使用料	市債	一般財源
31年度	347,031	0		223		346,808
補助事業 単独事業		補助率	%			
30年度	337,647			223		337,424
増△減	9,384	0	0	0	0	9,384

歳出		27年度	28年度	29年度
予算	事業費	332,115	331,393	329,248
	市債+一般財源	331,892	331,170	329,025
決算	事業費	318,828	318,624	327,204
	市債+一般財源	318,605	318,401	326,980

歳出		32年度	33年度
予算	事業費	339,821	339,821
	市債+一般財源	339,598	339,598

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【事業の概要及び31年度実施内容】

市民の健康づくりの推進、スポーツの振興及び競技選手の競技力の向上を図ることを目的とする
スポーツ医科学センターの管理運営業務を指定管理者制度により行います。
スポーツ医科学センターの事業内容につきましては、以下のとおりです。

- (1) スポーツプログラムサービスの提供
- (2) 運動療法に係る検査、診断及び指導
- (3) スポーツ医科学の知識を有するスポーツ指導者の養成
- (4) スポーツ医科学に関する研究
- (5) スポーツ医科学に関する情報の収集及び提供
- (6) センターの施設の提供
- (7) その他の前各号に準ずる事業

【実績の推移・今後見込み】

*過年度推移と今後の見込み

年度	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度見込	31年度見込
施設利用人数	354,947人	364,827人	482,512人	297,836人	295,774人	306,491人
利用料金収入	439,695千円	455,294千円	475,965千円	492,617千円	499,789千円	502,503千円
指定管理料	313,668千円	305,973千円	305,901千円	312,482千円	303,463千円	309,381千円
本市負担率	41.6%	40.2%	39.1%	38.8%	37.8%	38.1%

【事業費の内訳】

(単位：千円)

項目	30年度	31年度	差引	備考
指定管理料	315,259	326,991	11,732	消費増税、ラグビーワールドカップ2019開催に伴う休業補償による増
委託費	22,244	20,040	△ 2,204	ESCO事業の終了に伴う減
報酬	140	0	△ 140	平成30年度における第3期指定管理者の 第三者評価の終了のため
食糧費	2	0	△ 2	
通信運搬費	2	0	△ 2	
計	337,647	347,031	9,384	

【事業スケジュール】

平成28年度から第3期指定管理開始 (平成32年度まで)

【事業開始年度】

平成10年4月

【根拠法令】

横浜市スポーツ医科学センター条例、横浜市スポーツ医科学センター施行規則

【根拠とするデータ等】

国民生活基礎調査 (28年度)、健康に関する市民意識調査 (28年度)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	石井 淳	菊池 仁	中島 貴博

(健康福祉局)

(様式②-1) 平成31年度事業計画書(局・統括本部)

「健康福祉局 保健事業課」

事業名
7款 6項 3目 健康経営企業応援事業 (よこはま健康アクション事業)

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	○

中期計画-38の政	
政策番号	主な施策番号
15	3

平成30年度 事業評価書 番号	7-6-3 4
平成30年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
31年度	7,007	3,503					3,504
補助事業 単独事業		補助率 %					
30年度	5,542	2,771					2,771
増△減	1,465	732	0	0	0	0	733

歳出	27年度	28年度	29年度
予 事業費	12,569	8,950	5,542
算 市債+一般財源	12,569	8,950	2,771
決 事業費	4,044	3,112	5,081
算 市債+一般財源	4,044	2,514	1,803

歳出	32年度	33年度
予 事業費	7,007	7,007
算 市債+一般財源	3,504	3,504

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【事業の概要及び31年度実施内容】

横浜市の就業人口は、167万人(平成27年国勢調査)であり、20歳から59歳の男女の約8割(平成19年就業状況基本調査)は就労していることから、企業が行う健康管理の在り方が本市の健康寿命の延伸の鍵を握っています。また、第2期健康横浜21中間評価を踏まえてよこはま健康アクションstage2は、働き世代の健康づくりを強化することとし、健康経営をより推進します。

そこで、市内企業に対して、従業員一人ひとりの健康そのものが、会社の生産性を高めるという考えを取り入れた組織運営、経営を行う「健康経営」(注1)の考え方の普及を強化するとともに、推進する仕組みを充実し、横浜市全体の健康づくりを推進していきます。特に、従業員の健康管理や健康づくりに関するノウハウがなかったり、取組が進まない中小企業等については、業種・業態で異なる健康課題に即した具体的な健康づくりの取組を提供することで「働く人」の健康づくりを推進します。

事業の推進にあたって、企業・団体や、中小企業の従業員を主な加入者とする全国健康保険協会(協会けんぽ)神奈川支部、横浜商工会議所等と協働して事業を実施します。

また、市内で健康づくり活動を展開する企業等と協働して、健康づくりに取り組む市民を増やし、健康づくりの社会環境づくりを進めます。

本事業は、経済局と協働し実施します。

なお、よこはま健康アクションStage2の開始に伴い、平成30年度より「企業と協働する健康づくり事業」を本事業に統合しています。

(注1)「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

1 「健康経営」の概念の普及啓発

企業や事業所等を対象としたセミナーの開催やリーフレットの配布などを行い、健康経営の概念の普及啓発に取り組みます。

(1) 健康経営セミナーの開催(健康福祉局)

労働基準監督署、産業保健総合支援センター、全国健康保険協会神奈川支部等と連携し、企業や事業所等を対象に実施します。

(2) リーフレットの作成

関係団体にリーフレットを配布します。

- ・健康経営の概念の普及
- ・業態別健康課題説明資料

2 健康経営の推進

様々なツールを活用し、市内事業所が取り組む健康経営を推進します。

(1) 横浜健康経営認証制度

・健康経営に取り組む企業を認証

・認証事業所における健康課題に応じた健康経営の取組を促進するため、保健師や産業カウンセラーなどの専門家を派遣

(2) よこはま企業健康推進員の養成・支援

働く世代の健康づくりを推進するため、セミナー等を開催し、よこはま企業健康推進員のスキルアップに新たに取り組みます。【新規】

- ・研修会の開催(1(1)健康経営セミナー開催と合わせて)
- ・企業内の健康経営推進のためのツールの提供・配付

(3) よこはま企業健康マガジン

・登録者に健康づくり情報をメールマガジンを通じて定期配信する。(月1回)

3 よこはまウェルネスパートナーズ

平成27年度から、企業・団体等とのつながりを広げています。

平成31年度も継続して「よこはまウェルネスパートナーズ」を運営し、さらに協働する企業・団体等を増やします。

また、よこはまウェルネスパートナーズを通じて、市民の健康づくりと健康経営の事業に関するPRや、効果的な進め方等の情報提供を進めます。

さらに、経済局と連携し、健康長寿分野における新産業の創設にもウェルネスパートナーズを活用します。

【実績の推移・今後見込み】

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
健康経営の概念普及	経営セミナー	実施回数	14	20	6	5
		参加企業数(社)	2,420	1,155	1,150	1,150
健康経営の推進	健康経営認証制度(※)	認証事業所累計	—	28	82	246
		新規	—	28	57	199
	よこはま企業健康推進員	参加企業数累計(社)	196	232	541	600
	よこはま企業健康マガジン	登録者数累計(人)	—	593	913	1,000
	よこはま企業健康推進員セミナー※新規	実施回数	—	—	—	3
		参加者数累計	—	—	—	100

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
よこはまウェルネスパートナーズ(新規参加企業数)	—	69	52	50	50

【事業費の内訳】

<平成30年度>

	30年度	説明
健康経営の概念の普及啓発	494	健康経営セミナーの開催(局)、リーフレット作成
健康経営の推進	4,858	認証制度、認証企業支援、よこはま企業健康推進員等
ウェルネスパートナーズ	190	企業、団体の連携と協働を推進
合計	5,542	

<平成31年度>

	31年度	説明
健康経営の概念の普及啓発	195	健康経営セミナーの開催(局)、リーフレット作成
健康経営の推進	6,621	認証制度、認証企業支援、よこはま企業健康推進員等
ウェルネスパートナーズ	191	企業、団体の連携と協働を推進
合計	7,007	

【事業スケジュール】

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
健康経営の概念の普及啓発	開催調整		周知・開催	
健康経営の推進	認証制度	制度見直し・周知	認証事業所募集・支援	認証審査・認証
	その他		周知・募集	支援
ウェルネスパートナーズ			周知・募集	

【事業開始年度】

平成26年度

【根拠法令】

健康増進法、労働安全衛生法

健康・医療戦略推進法第4条、「健康・医療戦略」

経済財政運営と改革の基本方針2018

未来投資戦略2018

生涯現役社会の構築に向けた「アクションプラン2018」(次世代ヘルスケア産業協議会(経済産業省))

地域でのヘルスケアビジネス創出に向けた取組方針(次世代ヘルスケア産業協議会(経済産業省))

第2期健康横浜21

【根拠とするデータ等】

横浜市景況・経営動向調査(平成28年12月実施 特別調査 健康経営について)

就業構造基本調査(平成24年【市内勤労者の年齢構成】)

第1期横浜市国民健康保険事業実施計画【年齢階級別国保加入者年間医療費(P.7)】

横浜市将来人口推計(平成29年12月)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	室山 孝子	春日 潤子	

(健康福祉局)

(様式②-1) 平成31年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業課]

事業名
7款 6項 3目 生活保護受給者等の健康支援事業 (よこはま健康アクション事業)

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政	
政策番号	主な施策番号
15	1

平成30年度 事業評価書 番号	7-6-3 6
平成30年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	雑収入		市債	一般財源
31年度	26,140	19,603		3		6,534	
補助事業 単独事業		補助率 %					
30年度	28,845	21,632		22		7,191	
増△減	△ 2,705	△ 2,029	0	△ 19	0	△ 657	

歳出	27年度	28年度	29年度
予 事業費	4,519	5,077	14,362
算 市債+一般財源	1,489	1,251	3,549
決 事業費	3,793	3,738	8,720
算 市債+一般財源	903	358	582

歳出	32年度	33年度
予 事業費	32,140	32,140
算 市債+一般財源	8,034	8,034

方針に関する決裁 種別() 有() 無()

【事業の概要及び31年度実施内容】

平成25年12月の生活保護法一部改正により、「健康の保持及び増進に努めること」が生活保護受給者の責務となったため、平成26年度より健康づくり及び生活保護担当部署が連携して、生活保護受給者の健康支援事業を実施しています。生活習慣改善相談・訪問指導事業の活用により、健診データに基づく保健指導及び疾病の管理状況に応じた治療の理解と行動変容を促すための支援を行います。

1 健康管理支援

横浜市健康診査の受診を促し、健診結果に基づき保健指導を実施します。26年度より全区で実施していますが、30年度からは基準年齢(40・45・50・55歳)を撤廃し40~64歳の治療歴のない全ての受給者に対象を広げて積極的受診勧奨者数を増やしています。また、特に受診勧奨の対象者数等の多い区(3区)で健診受診者と保健指導実施数を増やすため看護職を派遣しています。

31年度についても30年度同様に、健診受診勧奨及び保健指導を実施することで生活習慣病の予防対策を進めます。

<事業対象者>

健診受診勧奨対象者：直近1年以内の健診受診歴がなく、生活習慣病の治療をうけておらず、生活状況から受診可能と判断される40~64歳の受給者

2 受療状況改善支援

既に生活習慣病の治療をしており、生活習慣改善が必要な受給者へ保健指導を実施します。26年度からモデル区で実施し、その成果を踏まえ、29年度より全区展開しています。

<事業対象者>

20歳以上概ね64歳以下の受給者のうち、生活習慣病(糖尿病、高血圧、脂質異常症等)による治療を受けており、生活習慣の改善が必要な者

【実績の推移・今後見込み】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
健康管理支援 18区	積極的受診勧奨者数	764	1,873	1,476	1,270	2900 ※1	2900 ※1
	健診受診者数	135	293	330	531	700 (派遣3区：300+ 15区：400) ※2	700 (派遣3区：300+ 15区：400) ※2
	保健指導実数	71	144	195	173	490 (派遣3区：240+ 15区：250) ※3	490 (派遣3区：240+ 15区：250) ※3
	保健指導延数	149	478	447	326	1,470 (490名×3回) ※4	1,470 (490名×3回) ※4
受療状況 改善支援	療養ケース	5	39	22	196	234 ※5	200
	頻回・重複	5	6	3	0		
	実施区数	1	3	3	18	18	18

※30年度から廃止

- ※1 基準年齢の撤廃により28年度健診未受診者の30%を積極的受診勧奨者とする。
- ※2 積極的受診勧奨者(※1)のうち保健師派遣3区(1188人)の50%、15区(1679人)の25%が健診受診。
- ※3 健診受診者(※2)のうち保健師派遣3区の80%、15区の60%が保健指導に導入。
- ※4 保健指導1人に対して3回程度実施。
- ※5 29年度ヒアリング結果から1区あたり平均13ケース。

【 事業費の内訳 】		31年度	30年度	差 引	説 明
1 健康 管理 支援	①健康支援媒体作成費用				生活保護受給者健康管理指導教材作成費用等
	②従事者研修会				職員の保健指導技術の向上のため継続的に研修を実施
	③保健師派遣				健診受診勧奨強化のため派遣看護職を雇用
2 適正 受診 支援	①アルバイト賃金	13,470	15,009	△ 1,539	共済費が必要となる雇用形態が減少
	②共済費	121	1,206	△ 1,085	
	③訪問旅費	324	360	△ 36	
合 計		26,140	28,845	△ 2,705	

【 事業スケジュール 】
・受診勧奨者数等の多い区（3区程度）に看護職を派遣

【 事業開始年度 】
平成26年度

【 根拠法令 】
地域保健法、健康増進法
生活保護法（平成26年1月1日施行）

【 根拠とするデータ等 】
平成26年国民健康・栄養調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	室山孝子	栗原明日香	鹿瀬島岳彦 鈴木礼子

(健康福祉 局 -)

(様式②-1) 平成31年度事業計画書(局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業課 課]

事業名	
7 款 6 項 3 目	
よこはま健康スタイル推進事業	

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	○
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
15	2
28	6

平成30年度 事業評価書 番号	7-6-3 7
平成30年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
31年度	328,104	0		22,209			305,895
補助事業	22,209			22,209			
単独事業	305,895	補助率	%				305,895
30年度	302,301			6,760			295,541
増△減	25,803	0	0	15,449	0	0	10,354

歳出		27年度	28年度	29年度
予算	事業費	245,216	307,999	293,402
	市債+一般財源	238,412	296,732	282,135
決算	事業費	294,929	334,414	322,765
	市債+一般財源	232,685	304,233	302,116

歳出		32年度	33年度
予算	事業費	397,121	410,821
	市債+一般財源	374,912	387,812

方針に関する決裁 種別()
(有) (25年11月市長決裁) ・ 無

【事業の概要及び31年度実施内容】

「よこはま健康スタイル」は健康寿命の延伸を目指し、370万市民が日常生活の中で楽しみながら継続的に取り組める健康づくりのムーブメントを起し、健康ライフスタイルの浸透を図ることを目的としています。

市民等が健康ライフスタイルを実践するきっかけや継続を後押しするため、健康づくりや社会参加等に取り組むことで、その活動に応じてポイント等がたまり、たまったポイント等を物品の交換等に活用できる仕組みとして、以下の3事業を重層的に実施します。

(1) よこはまウォーキングポイント

日々の運動習慣づくりをねらいとし、歩数計もしくは歩数計アプリを用いてウォーキングの歩数に応じてポイントがたまる仕組みを、民間事業者と共同して実施します。

(2) よこはま健康スタンプラリー

子どもから高齢者まで370万市民を対象に、健康意識の醸成と健康づくりの習慣化をねらいとし、健診受診とともに健康づくり事業や様々な活動に参加してスタンプを集めて景品に応募する仕組みです。

(3) よこはまシニアボランティアポイント (介護保険事業費会計で実施)

【実績の推移・今後見込み】

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中期計画	登録者総数	5万人	15万人	25万人	30万人	31.5万人	33万人
	登録者総数	95,923人	162,092人	232,592人	300,306人	31.5万人	33万人
進捗状況	内訳						
	※ 歩数計	95,923人	66,169人	70,500人	67,714人	5,000人	5,000人
	アプリ					10,000人	10,000人

※26~29年度は決算数値(歩数計登録件数・発送ベース)、30~31年度は新規参加者の見込数

【事業費の内訳】

	30年度	31年度	差引	説明
①ウォーキングポイント関連費	286,671	312,329	25,658	アプリシステム利用料及び事業検証拡充による増
②健康スタンプラリー関連費	15,630	15,775	145	広報物の単価増による増
合計	302,301	328,104	25,803	

【事業スケジュール】

<よこはまウォーキングポイント>

4月~(通年) 参加者の継続支援(各種催事へのブース出展等)

新規申込受付、抽選実施等

事業検証(医療費データ等の分析による効果検証実施等)

<よこはま健康スタンプラリー>

第8回実施期間：7月~12月(1月に抽選実施)

【事業開始年度】

平成26年度

【根拠法令】

よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会条例

よこはまウォーキングポイント事業実施要綱及び参加要領

【根拠とするデータ等】

平成29年度人口動態

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	黒澤 龍一	稲垣 純子	菊池 匠

(健康福祉局)

(様式②-1) 平成31年度事業計画書(局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業課]

事業名
7款 6項 3目 疾病の重症化予防～啓発から治療までの医療的アプローチ～(よこはま健康アクション事業)

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
15	1

平成30年度 事業評価書 番号	7-6-3 9
平成30年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
31年度	8,855	0		11		8,844
補助事業 単独事業		補助率	%			
30年度	9,885			17		9,868
増△減	△ 1,030	0	0	△ 6	0	△ 1,024

歳出	27年度	28年度	29年度
予 事業費	2,204	2,212	2,437
算 市債+一般財源	2,195	2,203	2,428
決 事業費	1,642	1,526	2,593
算 市債+一般財源	1,642	1,526	2,593

歳出	32年度	33年度
予 事業費	8,855	8,855
算 市債+一般財源	8,855	8,855

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【事業の概要及び31年度実施内容】

■事業概要

特定健診の結果や個別ニーズ及び地域の傾向等を踏まえ、糖尿病の重症化予防に関するシステムを構築し、合併症発症や透析への移行を予防することで医療費抑制及び健康寿命の延伸を図ります。

なお、この事業は7款8項1目にある同名事業及び国保事業と合わせて1つの事業として、健康アクションの事業に位置付けられています。

■31年度実施内容

【再掲】1 糖尿病重症化予防事業(保険年金課)

①個別保健指導

【目的】横浜市国民健康保険特定健診の結果、糖尿病の検査値が一定基準で該当した人を対象に支援プログラムを提供し重症化を予防する。

【実施方法】全区で、該当者同意のもと主治医と連携し面談・電話等による保健指導を行い生活習慣の改善を図る。

②受診勧奨

【目的】横浜市国民健康保険特定健診の特定健診の項目で糖尿病の受診勧奨値に該当した人に対し、個別に受診を勧奨し早期受診につなげる。

【実施方法】全区で、該当者に文書及び電話による受診勧奨、保健指導を行う。

【再掲】2 医療との連携推進(医療局)

①疾病の重症化予防に関する基礎研修の実施

疾病の重症化予防に必要な知識・技術の習得に加え、医療との連携について学ぶことを目的とした研修を行う。

②医療関係団体等との連携推進

疾病の重症化予防事業を実施する際に必要な医療関係団体等との連携を図る。

3 糖尿病等の重症化予防・啓発(保健事業課)

【目的】健診受診勧奨及び効果的な啓発とともに、各区の状況に応じて、主治医の指示のもと、適切な食・生活習慣等の改善等、治療を補完することにより、糖尿病等の疾病の重症化を予防します。

【実施方法】

①次の対象者に対し、生活習慣改善相談・訪問指導等既存事業を活用し、治療の理解と生活習慣改善を促します。

ア 治療しているにも拘らず疾病の改善状況が思わしくない人

イ 生活習慣改善の必要性のある人

②特定健診の受診勧奨や、糖尿病発症リスクの高い者に対して集団健康教育等、啓発を行います。

【実績の推移・今後見込み】

糖尿病重症化予防事業	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	累計
実施区	3	5	18	18	18	—
対象者人数 (人)	354	468	482	460	460	2,224

※H29年度より対象者選定基準を変更

糖尿病等の重症化予防・啓発	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	累計	
実施区	3	3	3	18	18	—	
糖尿病指導実績 (人)	個別	31	78	64	180	180	533
	集団			472	540	540	1,552

※H29年度より集団支援の実績を計上

事業検証会・研修	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	累計
事業検証会 (回)	2	2	2	2	2	6
研修 (回)	2	1	2	2	2	9

※検証会は終了

【 事業費の内訳 】

	31年度	30年度	差額	説明
(参考：保険年金課) 糖尿病重症化予防プログラム	34,559	33,518	1,041	プログラム委託費
(参考：医療局) 疾病の重症化予防事業	642	693	△ 51	医療機関との連携するための妊娠糖尿病パンフレット作成等
(保健事業課) 糖尿病等の重症化予防・啓発	8,855	9,885	△ 1,030	アルバイト雇用費等 (18区)

【 事業スケジュール 】

		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
国保	個別保健指導	継続分		新規分開始	
		終了者フォロー		終了者フォロー	
	受診勧奨	受診勧奨			
医療局	疾病の重症化予防基礎研修		研修	研修	
	医療機関団体等との連携推進	医療機関との連携推進			
	糖尿病等の重症化予防・啓発	事業実施			

【 事業開始年度 】

平成26年度

【 根拠法令 】

【 根拠とするデータ等 】

横浜市健康に関する市民意識調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	室山 孝子	栗原 明日香	篠井 明日香

(健康福祉 局 -)

(様式②-1) 平成31年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業 課]

事業名
7款 6項 3目
受動喫煙防止対策事業

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	○

中期計画-38の政	
政策番号	主な施策番号

平成30年度 事業評価書 番号	
平成30年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
31年度	31,968	15,984		2		15,982
補助事業 単独事業		補助率 %				
30年度	0					0
増△減	31,968	15,984	0	2	0	15,982

歳出	27年度	28年度	29年度
予 事業費	0	0	0
算 市債+一般財源	0	0	0
決 事業費	0	0	0
算 市債+一般財源	0	0	0

歳出	32年度	33年度
予 事業費	31,968	31,968
算 市債+一般財源	15,982	15,982

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【事業の概要及び31年度実施内容】

平成30年7月18日に、改正健康増進法が可決され、平成30年7月25日に公布されました。公布後6か月以内には、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるといった、国及び地方公共団体の責務等について一部施行されます。また、公布後1年6か月以内には、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等について一部施行され、2020年4月1日には全面施行となります。

健康増進法の改正に伴い、また、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて開催都市として、受動喫煙防止対策に新たに取り組みます。

1 受動喫煙防止対策の取組検討

庁内関係課長会議及び有識者会議を開催し、健康増進法の改正を踏まえた、横浜市での受動喫煙防止対策の取組について検討します。

2 市内店舗、市民等への普及啓発、問合せ対応

コールセンターを設置し、健康増進法の改正に伴う対応等に関する店舗からの問い合わせに対応します。

また、合わせて、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて開催都市として、受動喫煙防止対策に取り組み、店舗や市民等へ啓発します。

健康増進法の規定を越えて自主的に終日全面禁煙に取り組む店舗（よこはま健康応援団）にステッカーを配布し、その取組を応援するとともに、受動喫煙防止の機運を高めます。

3 既存特定飲食提供施設の届け出対応

既存特定飲食提供施設は期日までに届け出を行い、標識を提示により喫煙可とすることができます。

届け出の郵送受付センターを設置し、既存特定飲食提供施設からの届け出に対応します。

【実績の推移・今後見込み】

	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
有識者会議開催回数	1回	1回	1回	1回	1回
庁内関係課長会議開催回数	1回	1回	1回	1回	1回
問合せ、通報件数	3,500件	3,500件	3,500件	-	-
店舗向け説明会参加店舗数	300店舗	-	-	-	-
終日全面禁煙店舗（よこはま健康応援団）	330店	400店舗	450店舗	450店舗	450店舗

【事業費の内訳】

単位：千円

	平成31年度	平成30年度	差	増減理由
1 受動喫煙防止対策取組検討				
2 市内店舗、市民等への普及啓発、問い合わせ対応				健康増進法の改正による新規業務
3 既存特定飲食提供施設の届け出対応				
合計	31,968	0	31,968	

【 事業スケジュール 】

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
健康増進法の改正		一部施行(学校、行政機関等)		
1 受動喫煙防止対策取組検討		有識者会議の開催	アルバイト雇用	
2 市内店舗、市民等への普及啓発、 問い合わせ対応	コールセンター設置			
	チラシ作成	店舗等へのチラシ配布		
	ポスター作成	ポスター掲示		
3 既存特定飲食提供施設の届け出対応			届け出受付、標識送付	

【 事業開始年度 】

平成31年度

【 根拠法令 】

健康増進法

【 根拠とするデータ等 】

健康に関する市民意識調査(横浜市実施)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	室山 孝子	栗原 明日香	金子 睦美

(健康福祉 局 -)